

○飯塚市自治会連合会補助金交付要綱

平成18年10月11日

飯塚市告示第187号

改正 H19-113、R元-207、R2-352

(趣旨)

第1条 飯塚市の自治会長で構成する飯塚市自治会連合会又はその支部(以下「自治会連合会等」という。)に対する補助金の交付については、飯塚市補助金等交付規則(平成18年飯塚市規則第54号)に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(R2-352一改)

(対象となる事業)

第2条 補助金の対象は、自治会連合会等が行う市民自治の振興及び推進並びに市との連携の円滑化に資する先進都市視察研修であって、次に掲げる経費とする。

- (1) 宿泊費
- (2) 意見交換に要する経費
- (3) バスの借上げに要する経費
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める経費

(H19-113全改、R元-207一改、R2-352一改)

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める額とする。

(H19-113全改、R元-207一改)

(補則)

第4条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(R2-352繰上)

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(平成19年10月2日 告示第113号)

(施行期日)

1 この告示は、告示の日から施行する。

(飯塚市自治会連合会飯塚支部会長会補助金交付要綱の廃止)

2 飯塚市自治会連合会飯塚支部会長会補助金交付要綱(平成18年飯塚市告示第188号)は廃止する。

附 則(令和元年11月27日 告示第207号)

この告示は、告示の日から施行する。

附 則(令和2年11月5日 告示第352号)

この告示は、告示の日から施行する。